

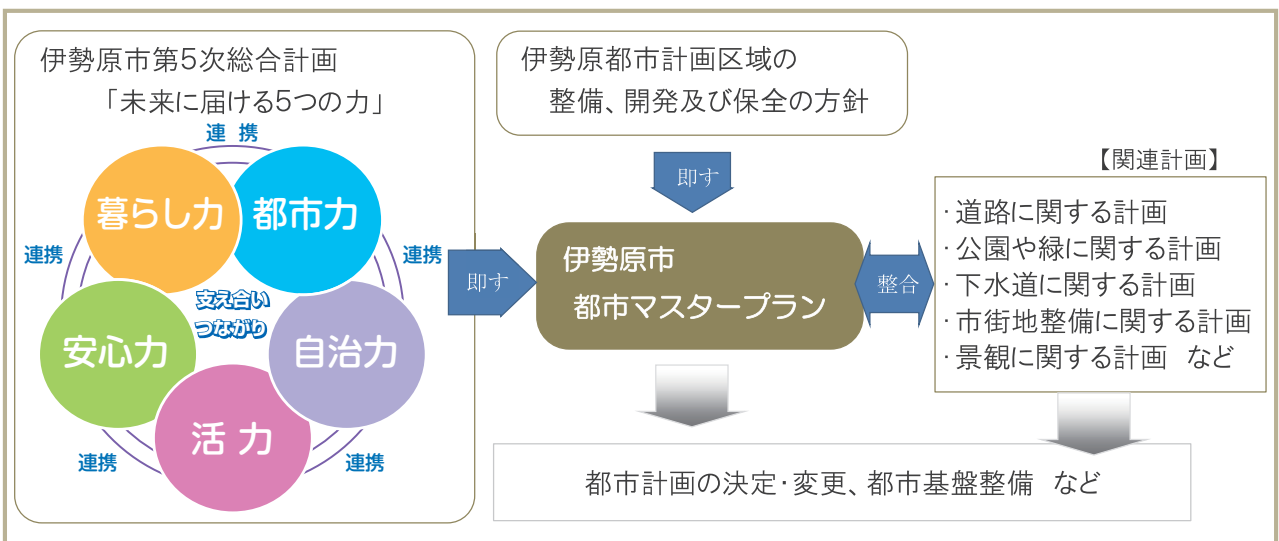


序章 都市マスタープランとは

都市マスタープランは、市民に最も身近な市が主体となって、住民の意見を反映しながら、将来の望ましい都市の姿を展望し、都市づくりの目標や都市像などを示すとともに、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めるものです。

序-1 都市マスタープランの位置づけ

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。



序-2 都市マスタープラン改定の背景

現在の都市マスタープランは、平成27(2015)年を目標年次として平成9(1997)年3月に策定しました。道路や公園など各種都市施設の整備、土地区画整理事業等による市街地整備、良好な市街地の維持保全のための地区計画の導入など、都市づくりを推進してきました。

目標年次を迎えるにあたり、これまでの都市づくりの蓄積の上に立ち、時代変化を的確に捉えるとともに、新たな視点も加えながら、今後想定される社会情勢の変化に対応した都市づくりの考え方を示すため、「伊勢原市都市マスタープラン」を改定するものです。





序章 都市マスタープランとは

○これまでの都市づくり

平成9(1997)年	平成19(2007)年	平成27(2015)年
人口(4月1日) 98,270人	人口(4月1日) 100,477人	人口(4月1日) 101,187人
市街化区域の面積 約1,137ha	市街化区域の面積 約1,137ha	市街化区域の面積 約1,179ha
都市計画道路整備率 (広域幹線道路を除く) 約42%	都市計画道路整備率 (広域幹線道路を除く) 約51%	都市計画道路整備率 (広域幹線道路を除く) 約51%
公園の整備箇所数 100箇所	公園の整備箇所数 134箇所	公園の整備箇所数 144箇所
土地区画整理事業 10地区	土地区画整理事業 17地区	土地区画整理事業 18地区
公共下水道(人口普及率) 62%	公共下水道(人口普及率) 76%	公共下水道(人口普及率) 77%
地区計画の策定地区数 6地区	地区計画の策定地区数 8地区	地区計画の策定地区数 12地区

序-3 目標年次

都市マスタープランは、概ね20年後の将来を見据えた平成47(2035)年を目標年次とします。

なお、社会情勢の変化や総合計画の見直し、関連する法令・制度の変更などによって新たな対応が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

序-4 計画の構成

都市マスタープランは、「全体構想」「地域別構想」「実現に向けて」の3つによって構成します。

○全体構想

全体構想は、市全域を対象として、都市づくりの基本的な考え方、将来都市像など、将来の都市のあるべき姿を明らかにし、それに基づいた都市づくりの基本方針などを示します。

○地域別構想

地域別構想は、市域を地勢や日常生活圏などにより、6つの地域に区分し、全体構想に基づき、地域づくりの方針を示します。

○実現に向けて

都市づくりを進めていく上での仕組みづくりや取り組みの方向、各種施策の推進の考え方などを示します。